

(別添)

港区保健福祉センター乳幼児発達相談心理相談業務
非常勤嘱託職員労働条件等について

雇用期間	雇用期間は1年以内とする。 ただし、市長が、必要と認める場合に限り、2回まで雇用期間を更新できる。 (基準更新日は4月1日)
就業場所	港区役所保健福祉課に配属される。
従事すべき業務内容	<ul style="list-style-type: none">・1歳6か月児、3歳児健康診査事業における心理相談業務・発達相談事業(フォロー健診)における心理相談業務・4・5歳児発達障がい相談事業における心理相談業務・育児教室(3か月児健診後のフォロー教室)事業における心理相談業務・乳幼児健診後の乳幼児と養育者への継続的支援業務・発達障がいの早期発見、早期支援のための相談業務・地域に出向く心理相談、発達障がいの理解を深める啓発業務・庁内関係部署との連携(子育て支援室など)・関係機関との連携(医療機関、療育機関、保育機関など)
始業・終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無等	<ol style="list-style-type: none">(1) 出勤日数 週4日(月曜日から金曜日のうち本市が指定する4日間)(2) 始業・終業の時刻等 (始業)午前09時00分から(終業)午後5時15分まで 労働時間 始業から終業までの基本7時間30分の労働時間とし、週30時間とする。(3) 休憩時間 45分の休憩とする。(4) 所定時間外労働の有無 原則として所定時間外労働は無い。(5) その他 研修期間等、指定した勤務時間での勤務を依頼することがある。
休日	<ul style="list-style-type: none">・定例日:土曜日、日曜日及び祝日*・非定例日:12月29日から翌年1月3日までの日 *休日出勤を指示した場合、他の日に休日を振替える。
休暇	<ol style="list-style-type: none">(1) 年次有給休暇 大阪市非常勤嘱託職員要綱に基づく。(2) その他の休暇 有給:夏季休暇、非常災害により交通遮断、忌引の場合、市長が別に定める場合など 無給:病気欠勤など

報酬	<p>(1) 報酬 月額180,000円 ただし、支払い時に所得税及び健康保険料等を控除する。</p> <p>(2) 通勤手当等 公共交通機関による通勤を常例とする場合は、通勤交通費を支給する。</p> <p>(3) 報酬支給日 報酬は、月の初めから月末までを計算期間とし、当月分をその月の17日に支給する。 (1月に限り18日)ただし、その日が土曜日に当たるときはその前日、日曜日及び祝日に当たるときはその翌日、日曜日でその翌日が祝日に当たるときはその前々日とする。</p> <p>(4) 報酬支払方法 報酬支払方法は、口座振替とする。</p> <p>(5) 昇給、賞与、退職金 無</p>
退職等	<p>(1) 定年制 無</p> <p>(2) 自己都合退職の手續 退職日の30日以上前に届け出ること</p> <p>(3) 解雇の事由及び手續 解雇の事由 ①勤務成績が不良と認めるとき ②心身の故障のため業務の遂行に支障があり、若しくはこれに耐え得ないとき ③職務上の義務に違反し、若しくは職員として適格性を欠くとき</p>
その他	<p>(1) 社会保険の加入状況 全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)・厚生年金保険に加入する。</p> <p>(2) 雇用保険の適用 適用あり</p> <p>(3) その他 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、非常勤職員公務災害等補償条例を適用する。</p> <p>(4) 職務上知り得た内容については、守秘義務が課せられる。 採用及び解雇等その他必要な事項は、「大阪市非常勤嘱託職員要綱」及び「港区保健福祉センター乳幼児発達相談心理相談業務非常勤嘱託職員要綱」の定めによる。</p> <p>(5)</p>